

経 済 産 業 省

20200824 貿局第1号
輸出注意事項2020第31号
経済産業省貿易経済協力局

「包括許可取扱要領」（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第7号・平成17・02・23貿局第1号）の一部を改正する通達を次のとおり制定する。

令和2年9月8日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「包括許可取扱要領」の一部を改正する通達について

「包括許可取扱要領」（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第7号・平成17・02・23貿局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則
この通達は、公布の日から施行する。

「包括許可取扱要領」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「包括許可取扱要領」（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17号7号）

改正後	現行
<p>I 一般包括許可 1～11 (略)</p> <p>II 特別一般包括許可 1 (略) 2 特別一般包括許可の申請者 特別一般包括許可の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。ただし、関税法（昭和29年法律第61号）第67条の3第1項第1号に規定する特定輸出者（以下「特定輸出者」という。）が特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の申請を行う場合は、(3)に該当することを要しない。 (1)・(2) (略) (3) <u>安全保障貿易検査官室による外為法等遵守事項の実施状況調査（立入検査又は書面検査（音声の送受信により同時に通話をすることができる方法による検査を含む。）をいう。以下同じ。）を受けている者（実施状況調査に基づく書面による指導を受けた者は、これに従わなければならない。）</u> (4) (略) 注) (3) 及び (4) の要件を満たす者から、分社化等によりこれらを事実上承継している者による申請のときは、原則として、(3) 及び (4) の要件を満たす者とする。 なお、特別一般包括許可申請明細書に<u>実施状況調査</u>を受けていること及び貨物の輸出等に係る輸出管理内部規程に基づく内部審査体制を事実上承継している旨を記載すること。 3・4 (略) 5 特別一般包括許可の申請手続 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可又は特別一般包括役務取引許可を受けようとする者は、特定手続等運用通達に基づき、次の(イ)及び(ロ)の書類を添付の上、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。 (イ) (略)</p>	<p>I 一般包括許可 1～11 (略)</p> <p>II 特別一般包括許可 1 (略) 2 特別一般包括許可の申請者 特別一般包括許可の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。ただし、関税法（昭和29年法律第61号）第67条の3第1項第1号に規定する特定輸出者（以下「特定輸出者」という。）が特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の申請を行う場合は、(3)に該当することを要しない。 (1)・(2) (略) (3) <u>外為法等遵守事項の実施状況について、安全保障貿易検査官室による実地の調査（立入検査を含む。）を受けている者（実地の調査に基づく書面による指導を受けた者は、これに従わなければならない。）</u> (4) (略) 注) (3) 及び (4) の要件を満たす者から、分社化等によりこれらを事実上承継している者による申請のときは、原則として、(3) 及び (4) の要件を満たす者とする。 なお、特別一般包括許可申請明細書に<u>実地の調査</u>を受けていること及び貨物の輸出等に係る輸出管理内部規程に基づく内部審査体制を事実上承継している旨を記載すること。 3・4 (略) 5 特別一般包括許可の申請手続 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可又は特別一般包括役務取引許可を受けようとする者は、特定手続等運用通達に基づき、次の(イ)及び(ロ)の書類を添付の上、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。 (イ) (略)</p>

(ロ) 特定輸出者承認書の写し(2の(3)の実施状況調査を受けていない者が特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可の申請を行う場合に限る。)・・・1通

6～11 (略)

Ⅲ 特定包括許可

1 (略)

2 特定包括許可の申請者

特定包括許可の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。ただし、特定輸出者が特定包括輸出許可の申請を行う場合は、(3)に該当することを要しない。

(1)・(2) (略)

(3) 実施状況調査を受けている者(実施状況調査に基づく書面による指導を受けた者は、これに従わなければならない。また、実施状況調査を受けたことがある者又はこれを事実上承継している者による申請のときは、原則として、実施状況調査を省略する。)

(4)・(5) (略)

3・4 (略)

5 特定包括許可の申請手続

(1)～(3) (略)

(4) 申請に必要な書類

特定包括許可を受けようとする者は、特定手続等運用通達に基づき、次の(イ)から(ホ)までの書類を添付の上、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(注1)・(注2) (略)

(イ) (略)

(ロ) 特定輸出者承認書の写し(2の(3)の実施状況調査を受けていない者が特定包括輸出許可の申請を行う場合に限る。)・・・1通

(ハ)～(ホ) (略)

(5) (略)

6～10 (略)

(ロ) 特定輸出者承認書の写し(2の(3)の安全保障貿易検査官室による実地の調査を受けていない者が特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可の申請を行う場合に限る。)・・・1通

6～11 (略)

Ⅲ 特定包括許可

1 (略)

2 特定包括許可の申請者

特定包括許可の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。ただし、特定輸出者が特定包括輸出許可の申請を行う場合は、(3)に該当することを要しない。

(1)・(2) (略)

(3) 外為法等遵守事項の実施状況について、安全保障貿易検査官室による実地の調査を受けている者(実地の調査に基づく書面による指導を受けた者は、これに従わなければならない。また、実地の調査を受けたことがある者又はこれを事実上承継している者による申請のときは、原則として、実地の調査を省略する。)

(4)・(5) (略)

3・4 (略)

5 特定包括許可の申請手続

(1)～(3) (略)

(4) 申請に必要な書類

特定包括許可を受けようとする者は、特定手続等運用通達に基づき、次の(イ)から(ホ)までの書類を添付の上、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(注1)・(注2) (略)

(イ) (略)

(ロ) 特定輸出者承認書の写し(2の(3)の安全保障貿易検査官室による実地の調査を受けていない者が特定包括輸出許可の申請を行う場合に限る。)・・・1通

(ハ)～(ホ) (略)

(5) (略)

6～10 (略)

IV 特別返品等包括許可

- 1 (略)
- 2 特別返品等包括許可の申請者
特別返品等包括許可の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。
 - (1) (略)
 - (2) 実施状況調査を受けている者（実施状況調査に基づく書面による指摘を受けた者は、これに従わなければならない。また、実施状況調査を受けたことがある者又はこれを事実上承継している者による申請のときは、原則として、実施状況調査を省略する。）
 - (3)・(4) (略)
- 3～11 (略)

V 特定子会社包括許可

- 1・2 (略)
- 3 特定子会社包括許可の申請者
特定子会社包括許可の申請を行うことができる者は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、(3)から(5)までのいずれにも該当する者とする。
 - (1)～(3) (略)
 - (4) 実施状況調査を受けている者（実施状況調査に基づく書面による指導を受けた者は、これに従わなければならない。また、実施状況調査を受けたことがある者又はこれを事実上承継している者による申請のときは、原則として、実施状況調査を省略する。）
 - (5) (略)
- 4 特定子会社包括許可の要件
(略)
なお、特定子会社包括輸出・役務取引許可の申請者及び特定子会社の要件は以下のとおり。
 - ① (略)
 - ② 特定子会社包括輸出・役務取引許可の申請者は、特定子会社から提出された誓約書の確実な実施のため、特定子会社の社内管理を指導し、その実施状況について、特定子会社から年1回、報告書を提出させ、指導・監督を行う者であって、申請前及び更新前にそれぞれ少なくとも1回、特定子会社に対し監査を

IV 特別返品等包括許可

- 1 (略)
- 2 特別返品等包括許可の申請者
特別返品等包括許可の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。
 - (1) (略)
 - (2) 外為法等遵守事項の実施状況について、安全保障貿易検査官室による実地の調査を受けている者（実地の調査に基づく書面による指摘を受けた者は、これに従わなければならない。また、実地の調査を受けたことがある者又はこれを事実上承継している者による申請のときは、原則として、実地の調査を省略する。）
 - (3)・(4) (略)
- 3～11 (略)

V 特定子会社包括許可

- 1・2 (略)
- 3 特定子会社包括許可の申請者
特定子会社包括許可の申請を行うことができる者は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、(3)から(5)までのいずれにも該当する者とする。
 - (1)～(3) (略)
 - (4) 外為法遵守事項の実施状況について、安全保障貿易検査官室による実地の調査を受けている者（実地の調査に基づく書面による指導を受けた者は、これに従わなければならない。また、実地の調査を受けたことがある者又はこれを事実上承継している者による申請のときは、原則として、実地の調査を省略する。）
 - (5) (略)
- 4 特定子会社包括許可の要件
(略)
なお、特定子会社包括輸出・役務取引許可の申請者及び特定子会社の要件は以下のとおり。
 - ① (略)
 - ② 特定子会社包括輸出・役務取引許可の申請者は、特定子会社から提出された誓約書の確実な実施のため、特定子会社の社内管理を指導し、その実施状況について、特定子会社から年1回、報告書を提出させ、指導・監督を行う者であって、申請前及び更新前にそれぞれ少なくとも1回、特定子会社に対し実地の

行う者（監査については、申請者が委任する第三者が行ったものも含む。）

5～8 （略）

9 特定子会社包括許可の変更

(1) （略）

(2) (1) の変更をしようとするときは、特定子会社包括許可を受けた者は、変更に係る次の書類を申請窓口に提出しなければならない。

(イ) （略）

(ロ) 特定子会社を追加しようとするとき。

①～③ （略）

④ 申請者又は申請者が委任する第三者が、許可の有効期間において特定子会社に対し実施した監査実績を示す書類（申請者が委任する第三者が監査を実施した場合は、その委任状の写しを添付すること）・・・1通

⑤～⑦ （略）

(ハ)・(ニ) （略）

10 （略）

11 特定子会社包括許可の更新

(1)・(2) （略）

(3) 更新のための手続

特定子会社包括許可の更新を行う場合は、次の(イ)～(ヌ)の書類を提出しなければならない。

(イ)～(ホ) （略）

(ヘ) 申請者又は申請者が委任する第三者が、許可の有効期間において特定子会社に対し実施した監査実績を示す書類（申請者が委任する第三者が監査を実施した場合は、その委任状の写しを添付すること）・・・1通

(ト)～(ヌ)

12・13 （略）

VI～VIII （略）

別表1～8、別表A・B （略）

様式1～20 （略）

監査を行う者（実地の監査については、申請者が委任する第三者が行ったものも含む。）

5～8 （略）

9 特定子会社包括許可の変更

(1) （略）

(2) (1) の変更をしようとするときは、特定子会社包括許可を受けた者は、変更に係る次の書類を申請窓口に提出しなければならない。

(イ) （略）

(ロ) 特定子会社を追加しようとするとき。

①～③ （略）

④ 申請者又は申請者が委任する第三者が、許可の有効期間において特定子会社に対し実施した実地の監査実績を示す書類（申請者が委任する第三者が監査を実施した場合は、その委任状の写しを添付すること）・・・1通

⑤～⑦ （略）

(ハ)・(ニ) （略）

10 （略）

11 特定子会社包括許可の更新

(1)・(2) （略）

(3) 更新のための手続

特定子会社包括許可の更新を行う場合は、次の(イ)～(ヌ)の書類を提出しなければならない。

(イ)～(ホ) （略）

(ヘ) 申請者又は申請者が委任する第三者が、許可の有効期間において特定子会社に対し実施した実地の監査実績を示す書類（申請者が委任する第三者が監査を実施した場合は、その委任状の写しを添付すること）・・・1通

(ト)～(ヌ)

12・13 （略）

VI～VIII （略）

別表1～8、別表A・B （略）

様式1～20 （略）